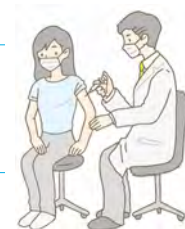




HPVワクチン(子宮頸がん^{けい}予防)のキャッチアップ接種 接種を受けられる期間を延長しました



子宮頸がんを予防するためのHPVワクチンの定期予防接種は、平成25年6月から令和3年11月まで国が積極的な勧奨を差し控えていたため、市では、この期間に接種機会を逃した人のための接種(キャッチアップ接種)を実施しています。キャッチアップ接種の期間は本年3月まででしたが、令和8年3月までに延長しました。



■対象 次の条件を全て満たす人

- 市内に住所がある平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれ的女性
- 令和4年4月～令和7年3月にHPVワクチンを1回以上接種している人

※HPVワクチンは、ワクチンの種類などによって全2回または全3回の接種で完了となります

■期限 令和8年3月31日(火)

■場所 市内指定医療機関

■料金 接種期限までは無料

※接種期限を過ぎた場合や、接種の対象でない人は自己負担により接種を受けられます

■持ち物

- 市が送付した予診票
- 母子健康手帳または前回までの予防接種済証
- マイナンバーカードまたは有効期限内の健康保険証

*予診票などを紛失した人は下記へご連絡ください。また、接種が完了していない対象者には、5月に接種勧奨案内を送付していますので、そちらもご確認ください

【問い合わせ】

健康づくり課(〒025-0055 南万丁目970-5 ☎41-3608)、各総合支所健康づくり窓口(大迫☎41-3128、石鳥谷☎41-3448、東和☎41-6518)



国定公園 早池峰山 山開き

【問い合わせ】

大迫総合支所地域づくり係(☎41-3124)

■期日 6月8日(日)



■入山式

【時間】午前8時(雨天決行)

【場所】小田越登山口

【内容】テープカットなど

■山頂安全祈願祭

【時間】午前10時50分

【場所】早池峰山山頂

【内容】神事、早池峰岳神楽保存会による神楽奉納

※荒天の場合、安全祈願祭は入山式に引き続き小田越登山口で行います

車両交通規制にご協力ください

登山シーズンの交通混雑解消や自然保護のため、交通規制を行います。

【期間】6月8日～8月3日の土・日曜日、祝日

【時間】午前5時～午後1時(大型車両は午後5時まで)

【区間】大迫町内川目岳地内～宮古市江繋地内
規制期間中は、内川目岳地内の無料駐車場と登山口を往復する有料シャトルバスをご利用ください。バスの時刻表など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



■山頂避難小屋のトイレについて

山頂避難小屋のトイレは携帯トイレ専用です。携帯トイレを事前に用意して、登山しましょう。

*「河原の坊コース登山道」は平成28年の大雨の影響で崩落したため通行できません



危険なブロック塀はありませんか？ ブロック塀の除却費などを支援します

【問い合わせ】

新館建築住宅課(☎41-3567)

市では、通学路などに面するブロック塀等(※)が地震で倒壊しないよう、除却や耐震診断などの費用の一部を支援しています。

※補強コンクリートブロック造、石造、れんが造などによる塀

■対象となるブロック塀等の主な要件

道路または敷地からの高さが原則1.2mを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
○避難地(指定緊急避難場所および指定避難所)に面するもの

○通学路(小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園などに通う子どもが通行する道路)、緊急輸送道路、避難地に安全に到達するための道路に面するもの

■補助金額 ブロック塀等の耐震診断、耐震改修、除却、建て替えに要する経費の合計額の3分の2(補助上限50万円)

■受付期間 6月10日(火)～令和8年1月9日(金)

契約や工事を行う前に必ず新館建築住宅課へ相談してください。市職員がブロック塀等を調査し、補助対象に該当するか判断します。制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



既存ブロック塀の安全点検をお願いします

建築基準法の構造基準を満たしていないブロック塀や、老朽化したブロック塀等は、地震時に倒壊し二次被害を引き起こす危険があります。

ブロック塀の所有者および管理者は、下記を確認し、適正な維持管理に努めましょう。



❖ ブロック塀 安全チェックリスト ❖

- ☐ 塀の高さが地盤から2.2m以下である
- ☐ 塀の厚さが10cm以上ある(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は厚さが15cm以上ある)
- ☐ 塀の高さが1.2mを超える場合、塀の長さ3.4mごとに塀の高さの5分の1以上突出した控え壁がある
- ☐ コンクリートの基礎がある
- ☐ 塀に傾き、ひび割れがない
- ☐ 塀に鉄筋が入っている(分からない場合は専門家に相談しましょう)

※該当しない項目がある場合は、建築士や工務店などに相談し改善しましょう



がけ崩れなどのおそれがある区域からの 住宅移転を支援します

【問い合わせ】

新館建築住宅課(☎41-3567)

市では、がけ崩れなどのおそれがある区域から住宅を移転する際の費用を支援しています。

■対象 次の要件を全て満たす人

○がけ崩れ危険箇所である土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)などに住宅を所有し、現在住んでいる人

○当該住宅を解体し、市内に移転する人

■補助金の上限額

①住宅の解体費用

木造住宅…3万3千円/平方m

非木造住宅…4万7千円/平方m

②住宅の移転に要する引越しなどの費用…97万5千円

③移転先での住宅の建設費用のうち金融機関融資の利子…421万円

*本補助金の活用を検討している場合、事前に新館建築住宅課へご相談ください。制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください

